

芝浦港南地区総合支所区民課

住民登録の誤登録による損害賠償事故について

1 事故発生日時、場所

日 時：令和6年4月24日（水） 正午頃

場 所：芝浦港南地区総合支所区民課窓口サービス係

2 事故発生状況

令和6年5月16日、芝浦港南地区総合支所区民課窓口サービス係が第三者から問合せを受け、住所の確認を行ったところ、誤った住所で住民登録をしている区民がいることを発見しました。

このことを受け、芝浦港南地区総合支所区民課窓口サービス係で確認したところ、当該区民は、令和6年4月24日に芝浦港南地区総合支所区民課窓口サービス係において、転入届を行い、その際、職員が「港区海岸二丁目■番▲-×××号」とすべきところ「港区海岸二丁目○番▽-×××号」として誤った住民登録を行っていました。

当該区民は同日、転入手続後に印鑑登録を行い、誤った住所が記載された住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を受けました。同年5月16日、職員が住所の誤登録を発見したときには、当該区民は既に、交付された住民票の写しをもとに、代表社員の住所変更登記申請を行っていたため、更正登記をする必要が生じました。

3 事故の原因

- (1) 住民登録の受付の際、相手方が提出した住民異動届の記載と住居表示附図の記載との突合が不十分であり、相手方に住民異動届の補正指示をしなかったこと。
- (2) 受付者の対応後、住民記録システム入力者及び内容審査者が住居表示附図による確認をすべきところ、確認が不十分であったこと。

4 損害内容

更正登記に係る登記手数料（金額未定）について、示談交渉中。

5 再発防止策

再発防止のため、職員へは住民登録を行う際の確認事項・ポイント等に関する研修を行いました。また、次の事項について徹底します。

- (1) 受付する職員は、住居表示附図や住宅地図で住所を確認するだけでなく、住民記録システムでも住所を確認し、記載されていた住所が誤っていた場合には、区

- 民に住所の補正を求めたうえで入力する職員に引き継ぐこと。
- (2) 入力する職員は、住民記録システムによる住所の確認も行ったうえで入力することとし、入力後審査者に引き継ぐ前に、入力内容に誤りがないか確認すること。
 - (3) 住民登録後に内容を審査する職員は、書類による内容の審査に加え、受付・入力する職員と同様に、住民記録システムによる住所の確認を行うとともに、住所（「地名」＋「丁目・番・号」）で検索を行い、その住所表記で誤りがないか再度確認のうえ、対象者を検索し、入力した内容が正しく住民記録システムに登録されているか審査すること。